## ○財務省告示第百七十七号

関 税 法 施 行 令 (昭 和二十 九 年 政 令 第百 五 一十号) 第 条  $\mathcal{O}$ 兀 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に 基 づ き、 関 税 法 (昭 和二十九

年 法 律 第六十一号) 第百条 (第二号に係る部分に限る。)  $\mathcal{O}$ 規定に対 基づき税関 に 手 数 料  $\mathcal{O}$ 納 付 (その 期 限

する 医 療に 関 ける法 律 平 ·成十年 法律第百十四号) 第六条第七 項第三号に規定する新 型コ 口 ナ ゥ イル ス 感

来するものに限る。)をすべき者

(感染症

一の子

防及び

感染

症

 $\mathcal{O}$ 

患者

に

対

が

令

和

兀

年八月三十一日

以

後に到っ

染 症 及 び そ  $\mathcal{O}$ ま  $\lambda$ 延 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置  $\mathcal{O}$ 影 響 <del>(</del>令 和二年二月 日 以 後 に生じたも  $\mathcal{O}$ に 限 る。) に ょ り、 そ

 $\mathcal{O}$ 期 限 まで に 手 数 料  $\mathcal{O}$ 納 付 をすることができない と認 める者 に 限 る。) が行う当 該 納 付 に 0 ١ ر 7 は、 その

期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令

和

四年七月一

H

財務大臣 鈴木 俊一